岡山大学自然生命科学研究支援センター動物資源部門
冷凍用高圧ガス製造施設危害予防規程

（平成１８年１１月９日
岡大規程第８３号）

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は，高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下「法」という。）第２６条第１項の規定に基づき，岡山大学自然生命科学研究支援センター（以下「センター」という。）動物資源部門における冷凍に係る高圧ガス（以下「冷凍用高圧ガス」という。）の製造（法第５条第１項の許可を受けて行うものに限る。）のための施設（以下「製造施設」という。）の位置，構造及び設備の保守並びに運転管理について必要な事項を定め，もって冷凍用高圧ガスによる災害を防止し，学内及び公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において用いる用語の意義は，法，冷凍保安規則（昭和４１年通商産業省令第５１号）及び容器保安規則（昭和４１年通商産業省令第５０号）において使用する用語の例によるもののほか，次の各号に定めるところによる。

一　保安規則等　冷凍保安規則及び容器保安規則並びにこれらに基づく告示，通達等をいう。

二　規定類　製造施設の保安及び安全な製造を行うために別に定める基準，要領等をいう。

三　特別規定　法により制定することが義務づけられた規定等をいう。

四　異常状態　異常の原因，程度及び被害の状況により区分される不調，故障，事故及び災害を総称して異常状態という。

五　協力会社　高圧ガスの製造，製造施設の工事，荷役等に関連する作業を行う下請会社，外注会社等をいう。

（冷凍用高圧ガスの種類）

第３条　製造施設で製造する冷凍用高圧ガスの種類は，フルオロカーボン２２とする。

（位置付け等）

第４条　この規程は，動物資源部門の特別規定として位置づける。

２　この規程は，別に定める保安教育計画と一体のものとする。

第２章　保安管理体制

（センター長の職務）

第５条　製造施設における冷凍用高圧ガスの製造に係る危害防止に関しては，センター長が統括管理するとともに，別に定める保安教育計画に基づき，保安教育を実施する。

（冷凍保安責任者及びその代理者）

第６条　製造施設に，冷凍保安責任者及びその代理者を置く。
２　冷凍保安責任者及びその代理者は，製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから，センター長が選任する。
３　冷凍保安責任者は，センター長を補佐し，製造施設の保安に関する業務を管理するとともに，部下を監督する。
４　冷凍保安責任者の具体的な職務は，次の各号に掲げるとおりとする。
一　製造施設の位置，構造及び設備の技術上の基準並びに製造の方法が保安規則等で定められた技術上の基準に適合するよう監督すること。
二　製造設備の安全な運転及び操作に関し，部下を訓練し，監督すること。
三　保安設備・測定機器等を正常に維持し，管理すること。
四　巡視・点検を保安規則等に基づき行い,その記録等から必要な措置を実施すること。
五　岡山県知事又は高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う保安検査に立ち合い，必要な対策を実施すること。
六　製造施設が異常になったときは，適切な措置を講ずること。
七　保安教育計画の作成に関し，助言を行い，実施計画を作成すること。
八　協力会社に対し，保安に関し必要な指導を行うこと。
５　冷凍保安責任者の代理者は，冷凍保安責任者を補佐するとともに，冷凍保安責任者が出張，疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときに，その職務を代行する。

第３章　製造施設に関する保安管理

（維持管理）

第７条　冷凍保安責任者は，製造施設が保安規則等に定められた技術上の基準に適合するよう維持し，管理しなければならない。

（製造施設に係る技術上の基準）

第８条　前条の技術上の基準の内容は，次の各号のとおりとする。
一　製造施設の位置，建物の構造等
二　製造設備の構造等
三　安全装置，測定機器等
四　保安設備の構造等

（製造施設管理の規定類）

第９条　製造施設管理のため，次の各号に掲げる事項について，規定類を作成し，常に整備して関係者に周知させるものとする。
一　保全工事管理
二　自主検査
三　保安設備の取扱い
四　測定機器の取扱い
五　火気取扱い
六　工具防具取扱い
七　立入制限等

（製造施設の保安管理記録）

第１０条　製造施設は，その履歴及び保安に関する必要事項を記録し，センター長の検印を受けなければならない。

（巡視・点検）

第１１条　冷凍保安責任者は，製造施設について定期的に巡視・点検を行い，異常の有無を確認しなければならない。

２　異常を認めた場合は，その状況，異常のあった年月日及びそれに対してとった措置を記録しなければならない。

３　第１項の巡視・点検は，別に定める点検実施要領により行う。

４　センター長は，巡視・点検の結果を確認し，必要な措置をとらなければならない。

（保安検査等）

第１２条　センター長は，定期に行う製造施設の自主検査を計画し，実施し，協会が行う保安検査を受検した場合は,保安検査受検届書を岡山県知事に提出しなければならない。

２　冷凍保安責任者は，岡山県知事又は協会が行う保安検査に立ち合うとともに，検査結果に基づき，保安管理上必要な事項について，改善等を実施し，その対応等について記録しなければならない。

（工事・修理等を行うときの保安管理）

第１３条　製造施設の工事，修理等を行うときは，あらかじめ作業計画をたて，関係者と協議の上で実施するものとする。

２　冷媒設備の工事，修理等を行うときは，工事全般の作業に関する工事責任者を定め，監督に当たらせるものとする。

３　センター長及び冷凍保安責任者は，作業が安全に行われるよう関係者に対し，あらかじめ教育を行い，周知するものとする。

４　冷凍保安責任者は，工事着手前に必要に応じ冷媒ガスの置換，その他必要な保安措置を確認し，工事完了及び運転開始に際しても，必要な保安措置を確認しなければならない。

第４章　製造の方法及びその管理

（製造の方法の管理）

第１４条　冷凍保安責任者は，製造の方法が保安規則等に定められた技術上の基準に適合するよう管理しなければならない。

（管理者）

第１５条　冷凍保安責任者は，冷媒設備の運転を管理し，部下の行う運転及び操作を監督するとともに，未熟練者に対しては，直接指導しなければならない。

（運転，操作に関する規定類等）

第１６条　製造施設に関する取扱説明書等を整備するとともに，必要に応じ運転，操作に関する規定類を作成し，関係者に周知させる。

（夜間又は休日の運転）

第１７条　夜間又は休日における運転の開始及び停止は，原則として平日の保安管理体制に準じた体制を確保して実施するものとする。

（異常状態に対する措置）
第１８条　運転の不調及び故障に対する措置は，取扱説明書に従って適切に実施するとともに，異常の原因を調査し，対策を検討する。
２　製造施設が事故・火災その他危険な状態になったときの措置を定め，見えやすい場所に掲示して周知徹底を図るものとする。
３　センター長及び冷凍保安責任者は，災害発生の際，従事者を指揮して災害の拡大防止に努めるとともに，定められた連絡先へ急報しなければならない。
４　人身事故が発生したときのため，救急箱等の救急用具を備え，関係者を訓練するものとする。
５　異常の状況，その日時，とった措置及び原因の調査について記録し，その記録を保存しなければならない。

第５章　保安教育

（保安教育計画及び実施）
第１９条　別に定める保安教育計画に基づき，関係する従事者に対し，保安意識の高揚，必要な規定類の周知徹底，保安技術の向上，異常状態に対する措置等について，教育訓練を実施しなければならない。
２　製造施設及び製造の方法を変更したときは，必要な教育訓練を実施しなければならない。
３　実施した教育訓練の結果は，記録し活用するものとする。
（規程等の活用）
第２０条　この規程及び規定類は，関係職員及び従事者に周知徹底させるとともに，対象者別の教育訓練に活用するものとする。
（事故災害対策訓練）
第２１条　事故災害の発生に備え，センター内の防災訓練を定期的に計画し，実施するものとする。
（規程に違反した者の措置）
第２２条　この規程に違反した者があった場合は，教育訓練を繰り返し実施する等の措置を講じるものとする。

第６章　記録の備え付け

（製造施設等の記録）
第２３条　高圧ガス製造許可申請関係の製造計画書を常時備え付けるとともに,第１０条，第１１条，第１２条，第１８条及び第１９条に定める記録は，常に整備して，日常の保安管理に活用するものとする。
（運転日誌）
第２４条　冷凍保安責任者は，運転及び保全の適正を期するため，運転日誌を備え，点検した結果を記録し確認した上，上司の検閲を受けなければならない。
（記録の保存）
第２５条　製造施設の保安に関する記録の保存期間は，次の表のとおりとする。

書　　　類　　　名	保　存　期　間
高圧ガス製造許可申請書副（関係書類及び図面等）	廃止されるまで
高圧ガス製造施設等変更許可申請書副（関係書類及び図面等）	
製造施設完成検査証	
自主検査及び大修理等の記録	
危害予防規程	変更があるときまで
保安教育計画書	
保安検査証	５年
保安検査記録	
保安管理及び教育訓練に関する記録	３年

第７章　雑則

（雑則）

第２６条　この規程に定めるもののほか，規定類等災害の防止のため必要な事項については，別に定める。

第２７条　この規程の改正にあたっては，冷凍保安責任者を含む関係者の参画のもとに，立案しこれを決定する。

第２８条　この規程の制定及び改正の経過を明らかにするため，次の事項を記録する。

一　制定又は改正の年月日

二　危害予防規程届書の受理番号及び受理年月日

附　則

この規程は，平成１８年１１月９日から施行する。